

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	校務支援システム学校徴収金機能（幼稚園）設定等業務
発 注 課	札幌市生涯学習部総務課
選 定 事 業 者	（株）HBA
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>札幌市校務支援システム（以下、システムという。）は、市立学校等における各種業務の負担軽減と教育の質の向上を図るため、当該選定事業者（以下、事業者という。）とシステム利用に係るサービス提供業務の委託契約（以下、サービスという。）を締結しており、事業者が所有するサーバー機器にシステムプログラムを構築し、システムの利用者である市立学校等にサービスとして提供されているものであり、システムの著作権も事業者に帰属している。</p> <p>以上の理由により、事業者以外の者がシステムのデータベース構造やデータベース方式、機能・特性・制約条件を把握することができないことから、本業務の履行が可能な者は、当該事業者において他にないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定随意契約とする。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入） 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（第48条・ <u>第91条</u> ）第1項（ ）（ア～キ又はア～オのいずれかを記入）
決 定 日	令和2年11月25日